

医政経発 1124 第 1 号
平成 27 年 11 月 24 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長
（公印省略）

医療用医薬品の流通改善について

医療用医薬品の流通改善については、従前から「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」（以下「流改懇」という。）を開催し、現状の分析を行うとともに公的保険制度の下での不適切な取引慣行の是正等について検討を行っています。

平成 19 年には「医療用医薬品の流通改善について（緊急提言）」が取りまとめられ、流通当事者への流通改善を求めてきました。

さて、本年 6 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（以下「骨太の方針」という。）において、「後発医薬品に係る数量シェアの目標値については、2017 年（平成 29 年）末に 70%以上とするとともに、2018 年（平成 30 年）度から 2020 年（平成 32 年）度末までの間のなるべく早い時期に 80%以上とする。」として、後発品の更なる使用促進の方針が示されるとともに、「適切な市場価格の形成に向け、医薬品の流通改善に取り組む」ことが盛り込まれました。

骨太の方針に基づく後発医薬品の急速な伸張など、医療用医薬品の流通を取り巻く環境は大きな転換期を迎えており、急激な環境変化を踏まえた流通改善を促進するため、本年 9 月に「医療用医薬品の流通改善の促進について（提言）」が取りまとめられました（別紙参照）。

今後、厚生労働省としては、上記提言の趣旨を踏まえ、後発医薬品の使用促進に伴う流通量の増加に対応する流通の効率化、トレーサビリティの観点から有効期限や製造番号を含んだバーコード表示の必須化などの取組を行ってまいります。

また、我が国の流通体制を将来にわたり持続可能なものとし、安定的な医薬品供給を行っていくため、提言において「先発医薬品のような率ベースでのリベート体系でなく、メーカーと卸売業者の間で金額ベースの形態について検討」が必要とされたことも踏まえ、適正な流通コストの確保に向けた流通当事者の相互理解と課題への真摯な取組を行っていただくことを要請し、流改懇にて定期的に取り組状況をフォローアップしてまいります。

貴職におかれては、あらためて上記の取組をご理解いただくとともに、流通改善の一層の推進にご協力いただきますよう、貴管轄下の各流通当事者への周知徹底及び御指導方、よろしくお願いたします。

